

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

御注意

(1) 異動があった場合は、速やかに提出してください。

年 月 日提出 (宛先) 安曇野市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地 〒	フリガナ	氏名又は名称	代表者の職氏名	個人番号※注3 又は法人番号
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額) 円		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円
受給者番号(整理番号)	フリガナ	氏名 (旧姓)		月 月 日	月 月 日	月 月 日
生年月日	年 月 日		月 月 日		月 月 日	
個人番号※注3	1月1日現在の住所		異動年月日		年 月 日	
給与の支払を受けなくなった後の住所						

(2) 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

理由	1. 異動が 年12月31日までで、申出があったため(月 日申出)	徴収予定日	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 円
理由	2. 異動が 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		

(3) 普通徴収の場合

理由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため
----	---

(4) 転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 氏名 電話 (内線)	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んで下さい。 納入書 要 ・ 不要		※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒			受給者番号		
フリガナ						
氏名又は名称						
代表者の職氏名						
個人番号又は法人番号						

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
特別徴収義務者 指定番号			
宛名番号※注2			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係		
	氏名		
	電話	(内線)	
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法		
	1. 退職	1. 特別徴収継続	→転勤先の事業所へ送付
	2. 転勤	2. 一括徴収	→(2)を記載
3. 合併	(月分で納入)		
4. 休職	3. 普通徴収	→(3)を記載	
5. 長期欠勤			
6. 死亡			
7. 会社解散			
8. 住所誤報			
9. その他(特別徴収不可)			
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)		
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下)		
3 (普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)		
4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)		

1 黒のボールペンで記載してください。
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 3 転勤(転職)等による異動後の勤務先で引き継ぎ特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。
 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
 5 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。(五月末日までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。)